

## 【林野庁木材産業課】 対ロシア WTO 協定税率の適用撤回 について

ウクライナ情勢については、これまでも連絡させていただいておりますが、今般、「関税暫定措置法の一部を改正する法律」及び「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令」の改正が行われ、令和4年4月21日から、ロシアに対しWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率(暫定税率の適用があるときは暫定税率)が適用されることとなりましたのでお知らせします。

本措置に伴う品目ごとに関する農林水産省の問い合わせ先は下記になります。

- ・全般的な問合せ 担当:輸出・国際局国際経済課 連絡先:03-3502-8057
- ・林産物 担当:林野庁木材貿易対策室 連絡先:03-3502-8063

また、今回の措置の詳細については、財務省のHPに掲載されています。こちらもご参照ください。

財務省:<https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>

【参考】 ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回



関税審資料.pdf